

# 令和4年度石川県森林審議会 次第

令和4年12月20日（火）11:00～  
石川県庁行政庁舎1109会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

〔諮問事項〕

（1）加賀地域森林計画の変更（案）について

（2）能登地域森林計画の変更（案）について

4 閉 会

# 石川県森林審議会委員名簿

(任期：令和3年11月15日～令和5年11月14日)

氏名	役職等	出欠	備考
あさひ まなぶ 朝日 学	南加賀木材協同組合理事長		
おおた ふみお 太田 文夫	石川県木材産業振興協会副理事長		
おくの みやこ 奥野 美彌子	石川県社会教育委員		
こんどう やすたけ 近藤 安為	石川県森林組合連合会代表理事会長		
さかもと ちづる 坂本 ちづる	石川県林業研究グループ連絡協議会相談役理事	欠席	
さこう くにお 酒向 邦夫	石川森林管理署長		
すなやま あきこ 砂山 亜紀子	株式会社中野 社員		
たじり すみえ 田尻 純江	石川県建築士会副会長		
にし ちづこ 西 千鶴子	石川県商工会女性部連合会副会長	欠席	
のきば ゆきこ 能木場 由紀子	石川県婦人団体協議会長		
まぎら ひろみつ 間明 弘光	石川県巨樹の会副会長		
まなべ ともこ 眞鍋 知子	金沢大学教授		
やない せいじ 柳井 清治	石川県立大学教授		

(計 13 名 敬称略 50 音順)

# 令和4年度 第1回石川県森林審議会 座 席 表

県庁行政庁舎11F  
第1109会議室

入口

	さこう 酒向 委員	すなやま 砂山 委員	こんどう 近藤 会長	たじり 田尻 委員	のきば 能木場 委員	
おくの 奥野 委員						まぎら 間明 委員
おおた 太田 委員						まなべ 眞鍋 委員
あさひ 朝日 委員						やない 柳井 委員

石井 担当課長	庄田 課長	橘 <small>農林水産部次長</small>	石井 <small>農林水産部長</small>	井南 林業験場長	山本 常務理事	池田 担当課長
------------	----------	-----------------------------	-----------------------------	-------------	------------	------------

向瀬 補佐	疋田 補佐	吉村 課参事	棚部 補佐	奥能登 農林	中能登 農林	県央 農林	石川 農林	南加賀 農林
----------	----------	-----------	----------	-----------	-----------	----------	----------	-----------

森林 管理課	森林 管理課	森林 管理課	林業 試験場	企画課	自然 環境課			
-----------	-----------	-----------	-----------	-----	-----------	--	--	--

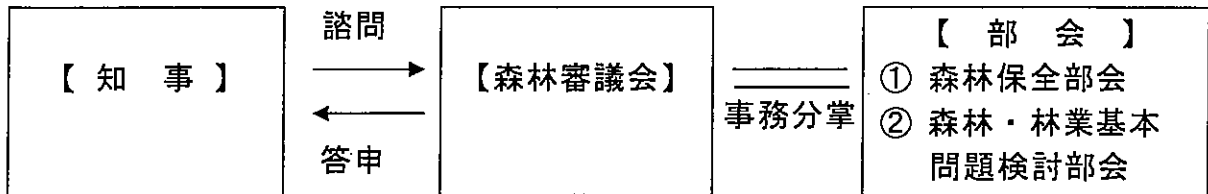
記者席・傍聴席

入口

## 石川県森林審議会について

森林審議会は、森林法第68条第1項に基づき設置され、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について知事の諮問に応じて答申する、と定められている。

### 1 組織



### 2 諮問事項

- (1) 地域森林計画の樹立・変更 (森林法第5条第1項、第4項、第6条第3項)
- (2) 林地開発行為の許可 (森林法第10条の2第2項、第6項)
- (3) 保安林の指定・解除 (森林法第25条の2、第26条の2)
- (4) 松くい虫被害対策実施計画の策定・変更  
(森林病虫害等防除法第7条の3、5、6)
- (5) その他森林法の施行に関する重要事項 (森林法第68条第2項)

### 3 部会設置と所掌事務

- (1) 森林審議会に部会を設置し、事務を分掌 (森林法施行令第7条第1項)
- (2) 「森林保全部会」、「森林・林業基本問題検討部会」の設置  
(石川県森林審議会運営要領第7条第1項)
- (3) 森林保全部会の所掌事務 (石川県森林審議会森林保全部会運営要領第2条)
- (4) 森林・林業基本問題検討部会の所掌事務  
(石川県森林審議会 森林・林業基本問題検討部会運営要領第2条)

### < 参 考 >

#### 森 林 法

- 第68条 (設置及び所掌事務)
- 1 県に森林審議会を設置
  - 2 諮問事項の審議・答申
  - 3 諮問事項の建議
- 第70条 (組 織)
- 1 委員をもって組織
  - 2 学識経験者を任命
  - 3 委員任期2年
  - 4 非常勤
- 第71条 (会 長)
- 1 委員の互選により会長選出
  - 2 会務を総理、審議会を代表
  - 3 会長の職務代行

#### 森 林 法 施 行 令

- 第7条 (森林審議会の部会)
- 1 森林審議会の部会の設置  
・所掌事務の分掌
  - 2 部会長の設置・会長指名の委員
  - 3 会長が委員の所属部会を定める
  - 4 部会の決議で総会の決議とする

# 森 林 審 議 会

森 林 法 ( 抜 粋 )

[昭和26年6月26日 法律249号]

(最終改正)

[平成30年6月 1日 法律 35号]

## 第5章 森 林 審 議 会

( 設 置 及 び 所 掌 事 務 )

第68条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について、都道府県知事の諮問に応じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

( 組 織 )

第70条 都道府県森林審議会は、委員をもって組織する。

2 委員は、第68条第2項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

( 会 長 )

第71条 都道府県森林審議会の会長は、前条第1項の委員が互選した者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、第1項の委員が互選した者がその職務を代行する。

( 政 令 へ の 委 任 )

第73条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

# 森 林 法 施 行 令

森林法施行令（抜粋）

[昭和26年 7月31日 政令第276号]

(最終改正)

[平成30年11月21日 政令第320号]

(都道府県森林審議会の部会)

第七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。

# 石川県森林審議会 運営要領

## (趣 旨)

第1条 この要領は森林法(昭和26年法律第249号)第68条の規定に基づいて設置される石川県森林審議会(以下「審議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。

## (会議の招集)

第2条 審議会は知事から諮問のあったとき又は会長が必要と認めたとき会長が招集し、その日時、場所、議題、その他必要な事項を会長が定めて委員に通知する。ただし、会長が選任されていない場合は、農林水産部長が招集し、日時、場所、議題、その他必要な事項を定めて委員に通知する。

## (議 長)

第3条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

2 会長に事故があるときは、委員の互選により選出された者がその職務を代理する。

## (会議の成立)

第4条 会議は委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

## (決 定)

第5条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (議事録)

第6条 会議の議事については、議事録を作成し保存しなければならない。

## (部会の設置)

第7条 審議会に次の部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

森林保全部会

森林・林業基本問題検討部会

2 部会の運営に必要な事項は、部会の運営要領に定めるものとする。

## (特別専門委員)

第8条 審議会に必要に応じ特別専門委員を若干名置き、助言意見を求めることができるものとする。

## (庶 務)

第9条 審議会の庶務は、農林水産部森林管理課において行う。但し、部会の庶務は、部会の運営要領に定めるところによるものとする。

2 審議会に幹事若干名を置く。

3 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

4 幹事は、会長の命を受けて審議会の事務を処理する。

## (その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

## (附 則)

この要領は、昭和52年4月22日から施行する。

この要領は、令和元年11月21日から施行する。